

公益財団法人きざはし2027年度 公募助成金 募集要項

1. はじめに

公益財団法人きざはしは、事業活動を通じ、自然環境及び国土の保全を図るとともに、地域の経済・雇用、教育・文化等の振興や発展を図ることにより、多様で豊かな未来を実現することを目的として設立されました。

公益財団法人きざはしの助成事業ではこの目的に共感し、活動する個人、団体を助成し、支援して参ります。

2. 助成の対象

国内において「自然環境及び国土の保全」や「魅力ある地域づくり、地域文化の活性化」のために個人、団体が行っている下記の事業を助成対象とします。

●事業助成

- 1 自然環境等の保全や維持を目的とする活動を実施している個人及び団体
 - 2 地域の経済・雇用、教育・文化等の振興や発展を目的とする活動を実施している個人及び団体
- ※事業は単年度で終息する事業ではなく、継続性・発展性があることが原則です。新規事業の場合でも、数年継続する計画となっているほか、事業の意義をしっかりと検討していることが条件です。

3. 助成の対象とならない事業

内容上は助成対象事業に該当する場合でも、以下に掲げる分野の事業等は助成対象となりません。

- 1 助成金を単に寄付として利用すること
- 2 芸術・芸能の上演・演奏やスポーツ交流のうち、興行に資する事業
- 3 その他当財団が不適当と認めた事業

4. 事業助成の選考基準

選考される事業助成対象者は、次の条件を満たすものとします。

(1) 団体

- 1 自然環境及び国土の保全や魅力ある地域づくり、地域文化の活性化に寄与する活動を行う団体であること
- 2 執行組織や会計組織が確立され、活動拠点や事務所を有するなど、継続的な活動が期待できる団体であること
- 3 地域に根ざした地道な活動を行っている団体であること
- 4 活動を行うために必要で、かつ緊急性が高いと判断されるものであること

(2) 個人

- 1 自然環境及び国土の保全や魅力ある地域づくり、地域文化の活性化に寄与する活動を継続的に実施していること
- 2 地域に根ざした地道な活動であること
- 3 活動を行うために必要で、かつ緊急性が高いと判断されるものであること

5. 助成申請金額・対象費目について

(1) 助成申請金額

一事業あたりの助成金の上限は300万円を予定していますが、応募状況によっては上限金額が変動する可能性もございます。

また、申請団体が自助努力をした上で不足分を申請するようにお願いします。助成金のみで事業費用全体を賄うことは不可とし、申請受付を行ないません。

(2) 助成対象費目

- 1 旅 費：国内旅費、滞在費等

- 2 人件費：事業の協力者・補助者など外部の人々に対する謝金等
※助成者本人及び助成団体内部の方の人件費は対象外です。
- 3 器具・備品費：当該事業に付随する器具・備品費用
- 4 借用費：会場借上費等
- 5 会議費：上記借用費以外の会議に必要な費用
- 6 資料費：図書・その他の当該事業に必要な資料費
- 7 印刷費：当該事業に必要な資料の作成等に利用するもの
- 8 通信・運搬費：通話料、荷造り発送費
- 9 消耗品費：文房具等
- 10 雑 費：上記に充当しない費用
※対象となるか否かは事前に事務局までご相談ください。

6. 助成の対象となる事業の実施期間・実施時期

(1) 実施期間

事業の実施期間については特に定めませんが、短期間の事業よりは、通年事業を優先します。

(2) 実施時期

2027年1月1日以降 2027年12月31日までに実施される事業であること

※申請事業の開始／終了時期が上記の時期を跨ぐ場合など、不明な場合は事前に事務局までご相談ください。

7. 助成申請書について

助成申請にはフォーマットがあり、専用の申請書が必要になります。

(1) 2027 年度申請書の入手方法

2027年度の申請書は、公益財団法人きざはしのHPからダウンロードの上、ご記入をお願いします。

また助成期間内に団体に関する情報や担当者の変更、活動スケジュールの変更等が発生した場合は、原則、事前に変更申請書を提出してください。

※活動内容の変更・活動地の変更は認められませんのでご注意ください。

(2) 申請書類一覧

下記書類をご用意ください

1 2027年度助成申請書

※Word ファイルに記載事項入力後印刷したもの、手書き、何れでも構いません。

2 会則・定款等

3 前年度の事業報告書・同収支報告書

※所管庁がある場合は、所管庁に提出しているものと同様のもの。

4 その他活動内容がわかる資料(パンフレット、写真等)

(3) 申請書提出方法

助成申請書の提出は郵送の場合、レターパック(日本郵便)、宅配便など配達記録の残る手段でお送りください。電子メールでの提出も可能です。

持参、FAX での受付はできませんのでご了解ください。

＜郵送先＞

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-2-1

東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー16階

公益財団法人きざはし 助成事務局 宛

※送り状の「品名」欄には「助成申請書在中」と記載してください。

電子メール : kizahashi-foundation@aresmgmt.com

(4) 申請書記載内容の照会に関する注意事項

助成申請書の記載内容について照会や確認を行う場合がありますので、申請書書類は複写して保管しておいてください。

(5) 申請書の交付及び受付期間

1 申請書の交付期間：2026年7月1日～2026年9月30日

2 申請書の受付期間：2026年7月1日～2026年9月30日

※消印・送付依頼票等により締切日に発送したことが確認できれば、同日以降に到着した場合でも受付させていただきます。

8. 選考方法

応募資料に基づき 2026年10月～2026年11月に募集基準を満たすすべての応募を有識者からなる選考・審査委員会に諮り、選考基準及び年間予算額に則り助成先及び助成額を選定し、理事会において決定します。

9. 結果通知

助成申請の結果は、決定次第、申請団体の代表者宛てにお知らせいたします。

採用となった事業については当財団 HP 上で公表しますが、不採用となった個々の申請に関しては公表いたしません。また、不採用とした理由等、個々の審査内容についてはお答えできませんので、予め悪しからずご了解ください。

10. 助成時期

2027年1月1日～2027年12月31日

11. 個人情報の取扱いについて

- (1) 助成申請書に記載された個人情報に関しましては、当財団の「個人情報保護に関する基本方針」及び「個人情報取扱規程」に基づき厳正に取り扱わせていただきます。
- (2) 助成が決定した場合、助成対象団体名 (URL)、助成対象事業を当財団の HP 上で公表します。

12. その他の注意事項

- (1) 助成が決定した場合、事業報告書と収支報告書(任意のフォームにて可)を事業終了後2ヶ月以内に提出していただきます。
※収支報告書に添付する証憑類は原本を添付してください。
※報告書の提出が遅延する可能性が生じた場合速やかに事前相談を申し入れ下さい。事前相談がないまま特段の事由なく報告書の提出が遅延した場合、翌年度の助成が決定していた場合でも、取り消しにすることがありますのでご注意ください。
- (2) 採用となった事業については、その事業の現場や事業報告会等を事務局が見学させていただく場合があります。
- (3) 申請書提出後の事業内容・予算計画(資金の使途を含む)等の変更は、正当な変更理由がある場合を除いて認められません。
※事業内容・予算計画等を変更する場合は、軽微な変更や納得性のある変更であっても、事業実施前に助成事務局まで必ずご連絡ください。ご連絡がなく事業内容を変更したことが判明した場合、助成を取り消し、既に支払った助成金の一部または全部の返金を求める場合があります。
- (4) 助成金を使用しなかった場合や計画していた事業の実施が不可能になった場合は、助成金の一部または全部を返還していただくことになります。
- (5) その他当財団が助成金の支給を不適当と判断した場合は、助成金の支給を取り止め、または事後であっても、既に支給した助成金を返還していただくことがあります。

以上

ご不明の点、詳細についてお知りになりたい点などについては、下記までご遠慮なくご連絡ください。

公益財団法人きざはし 助成事務局
電子メール：kizahashi-foundation@aresmgmt.com